［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省定員規則の一部改正）

第七条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	
区分	定員　備考
本省	一九、五一九人　うち、二七人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、三八八人
合計	二〇、九〇七人

改正前	
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	
区分	定員　備考
本省	一九、五八八人　うち、二八人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、三八六人
合計	二〇、九七四人

（防衛装備庁施設等機関組織規則の一部改正）

第八条　防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後
目次
第一章　［略］
第一節～第五節　［略］
第六節　千歳試験場（第四十二条・第四十三条）
第七節・第八節　［略］
第二章　［略］
附則
（航空装備研究所に置く部）
第四条　［略］
管理部
航空機技術研究部
エンジン技術研究部
誘導技術研究部

改正前
目次
第一章　［同上］
第一節～第五節　［同上］
第六節　札幌試験場（第四十二条・第四十三条）
第七節・第八節　［同上］
第二章　［同上］
附則
（航空装備研究所に置く部）
第四条　［同上］
管理部
システム研究部
航空機技術研究部
誘導武器技術研究部

［同上］